

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月20日

さいたま市人事委員会委員長 白鳥敬男

さいたま市人事委員会規則第1号

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | | 改正前 | | | | |
|------------------|--------|-------|----------------|------------------|--------|--------|----------------|----------------|
| 別表第6（第11条関係） | | | | 別表第6（第11条関係） | | | | |
| (1) 行政職給料表初任給基準表 | | | | (1) 行政職給料表初任給基準表 | | | | |
| 試験 | | 学歴免許等 | 初任給 | 試験 | | 学歴免許等 | 初任給 | |
| 正規の試験 | 大学卒業程度 | | <u>1級 29号給</u> | 正規の試験 | 大学卒業程度 | | <u>1級 25号給</u> | |
| | 高校卒業程度 | | <u>1級 9号給</u> | | 高校卒業程度 | 高校卒業程度 | | <u>1級 5号給</u> |
| | 免許資格職 | | <u>1級 21号給</u> | | | 免許資格職 | | <u>1級 17号給</u> |
| その他 | | 高校卒 | <u>1級 5号給</u> | その他 | | 高校卒 | <u>1級 1号給</u> | |
| 備考 [略] | | | | 備考 [略] | | | | |
| (2)~(4) [略] | | | | (2)~(4) [略] | | | | |
| (5) 消防職給料表初任給基準表 | | | | (5) 消防職給料表初任給基準表 | | | | |
| 試験 | | 学歴免許等 | 初任給 | 試験 | | 学歴免許等 | 初任給 | |
| 正規の試験 | 大学卒業程度 | | <u>1級 29号給</u> | 正規の試験 | 大学卒業程度 | | <u>1級 25号給</u> | |
| | 高校卒業程度 | | <u>1級 9号給</u> | | 高校卒業程度 | | <u>1級 5号給</u> | |

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
(施行日以後に新たに職員となる者の初任給に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新たに職員（行政職給料

表又は消防職給料表の適用を受ける職員に限る。)となる者のうち、この規則による改正後のさいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第13条から第15条までの規定の適用を受けることとなるものの初任給として受ける号給については、改正後の規則第13条から第15条までの規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより決定するものとする。

(施行日の前日から引き続き在職する職員の施行日における号給の調整)

- 3 施行日の前日から引き続き在職する職員(施行日において行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける職員に限る。)の施行日における号給については、施行日以後に新たに職員となる者の初任給として受ける号給との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。